

岐阜 アグリ・マネージメント

通信

●編集・発行
岐阜県担い手育成総合支援協議会
住所 岐阜市藪田南5-14-12
岐阜県シンクタンク庁舎2階
TEL 058-268-2527

●第9回全国和牛能力共進会（鳥取県大会）が開催されます

平成14年に岐阜県で開催されました前回大会の好成績に引き続き、本年開催される鳥取県大会でも優秀な成績を収めて飛騨牛の更なるブランド化を図るため、関係者が一丸となって候補牛の育成等に取り組んできました。

8月22日の県最終選考会を経て、全9区に26頭を出品します。岐阜県勢の大いなる活躍にご期待下さい。



■県最終選考会

なお、県最終選考会の結果は、同封の「岐阜県代表牛一覧」のとおりです。

- 主催：(社)全国和牛登録協会
- 期日：10月11日(木)～14日(日)の4日間
- 会場：鳥取県米子市(種牛の部)及び大山町(肉牛の部)

問い合わせ先 岐阜県農政部畜産課酪農・肉用牛担当(木内、長屋)
TEL:058-272-1111内線(2877)



●第21回岐阜県農業フェスティバルを開催します

毎年15万人以上の来場者があり、県民の間で広く定着している“岐阜県農業フェスティバル”につきましては、本年度で第21回目を迎え、次のとおり開催します。皆様のご参加、ご来場をお待ちしております。



■昨年度の開催状況

- 主催：岐阜県農業フェスティバル実行委員会、他
- 期日：10月27日(土) 10:00～16:00
28日(日) 9:30～16:00 }の2日間
- 会場：岐阜アリーナ及び周辺の道路、グランド、県庁前公園、県庁職員駐車場

問い合わせ先 岐阜県農政部農政課消費流通促進担当(川尻、五井)
TEL:058-272-1111内線(2824)

編集後記 木曾三川とその支流の清流が川魚を育て、大地を潤し、県民の暮らしと心を癒してきた豊かな飛山濃水の都 H24「ぎふ清流国体」が決定!

●県担い手相談窓口を設置しました!

岐阜県担い手育成総合支援協議会では、担い手の皆様の農業経営等に関する様々な相談にお応えする「担い手相談窓口」を今年度から協議会の事務局がある岐阜県シンクタンク庁舎2階に設置しました。

これまでは、支援を受けようとする担い手の皆様にとって、どこへ行けばどのような支援が受けられるのかが、わかりにくいものでした。

これからは、この「担い手相談窓口」において、担い手の皆様の経営状況に応じた経営相談、法人化支援、農地の利用調整等の支援を一元的に致しますので、ご活用下さい。

なお、県内の一部の市町村においても、同様の「担い手相談窓口」が設置されております(同封致しました、担い手相談窓口設置市町村一覧をご覧ください)。



■上松会長(右)と丹羽事務局長

相談窓口 【設置場所】岐阜県担い手育成総合支援協議会内
岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階
【相談日等】月曜日～金曜日(祝日は除きます)9:00～16:00
【お問合せ】TEL:058-268-2527
E-mail info@gifu-agri.jp

問い合わせ先 岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜県農業会議担い手支援課(田口、堀口)
TEL:058-268-2527

● 全国で加入者急増中!担い手に有利な農業者年金

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上とともに、農業者の担い手を確保するという、農政上の目的を併せ持つ国が支える公的年金制度です。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入できます。

次のようなメリットがあり、早く加入するほど有利です。

- 自分で積み立てた保険料とその運用実績により、年金を受け取る制度です。
- 認定農業者で青色申告をしている担い手の方、家族経営協定を締結して加入した場合は、国から月額保険料のうち最高50%以内の補助(国庫補助期間の保険料は2万円で固定)があります。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 補助期間外の支払い保険料の額は自由に決められます(月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で選択)。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります(保険料全額が社会保険料控除の対象)。



なお、詳しい内容は同封の「農業者年金」のリーフレットをご覧ください。

問い合わせ先 岐阜県農業会議総務課(高橋、田中)
TEL:058-268-2527

● 農地を売りたい、買いたい人のために!

「農地保有合理化事業」は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するため、農地保有合理化法人が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ(借り入れ)て、当該農地を担い手の農家の皆様に売り渡す(貸し付ける)事業です。

なお、詳しい内容は同封のリーフレットをご覧ください。

売ろうか 貸そうか

利用するメリットは?
a 公的な機関が間に立つので安心して売買・貸借ができます。
b 合理化法人が諸手続きをしてくれます。
c 税金が軽減されます。
譲渡所得税の特別控除が800万円(買入協議制度を活用した場合は1,500万円)まで受けられます。

活用メリット

農家の皆さんのお役に立ちます!

安心して農地を売買・貸借することができます!

もっと拡大したい

利用するメリットは?
● 国や都道府県の助成を受けることができます。
● 計画的な規模拡大ができます。
● 低利の制度資金、スーパーL資金[農業経営基盤強化資金]が借りられます。
● 税金が軽減されます。
ア.登録免許税(所有権移転登記) 8/1,000[一般10/1,000]に軽減されます。
イ.不動産所得税 1/3相当が控除されます。

問い合わせ先 (社)岐阜県農畜産公社(小池、安田)
TEL:058-276-4601

● 鳥獣害対策の新たな取り組み

近年、野生獣による農作物被害が多発していることから、地域が主体となった被害防止対策を推進するため、今年度から新たに以下の取り組みを始めました。

- 1 地域からの獣被害に対する相談や情報提供を行う相談員制度の創設
- 2 県独自のGIS(地理情報システム)を活用した獣発見マップの作成や情報提供
- 3 獣害防護資材展示圃の設置(岐阜県生物工学研究所:美濃加茂市蜂屋)



■ 獣害防護資材展示圃の全景

この他に、被害防止施設の整備等に対する国の交付金事業の窓口や行政関係職員に対する研修会も毎年実施しております。

野生獣による被害防止対策は、地域が主体となり継続的な実施が必要となることから、今回の取り組み内容をご活用頂き、被害の軽減に役立てて頂ければ幸いです。

なお、詳しい内容は同封の「獣被害対策防護資材展示圃」のリーフレットをご覧ください。(岐阜県農業振興課のホームページにも掲載しております、ご覧ください)

アドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11415/gyoumu/index.htm>

問い合わせ先 岐阜県農政部農業振興課構造改善担当(田口、横田)
TEL:058-272-1111内線(2668)



● 岐阜県果樹農業振興計画を策定しました

岐阜県の大きい標高差を利用して県内各地で果樹栽培が行われ、旬を伝える特産物として位置づけられています。特に甘柿の王様「富有」や干し柿専用品種「蜂屋」、和栗の代表的品種「利平」等は本県を発祥の地としており、それぞれに個性ある産地が形成されています。



■ 甘柿の王様「富有」

今後、県内の果樹産地をどのように振興していくべきかについて、各関係者の意見を得ながら「岐阜県果樹農業振興計画」を策定しました。

担い手の育成対策、生産対策、流通販売対策など、産地自らの発案によって産地の構造改革を進めることを主な内容としています。この他にかき、くり、もも、りんごなど主要果樹13品目の振興方針などを示しております。各産地での取り組みに反映していただければ幸いです。

なお、詳しい内容は同封の「岐阜県果樹農業振興計画概要」のリーフレットをご覧ください。

問い合わせ先 岐阜県農政部農産園芸課野菜・果樹特産担当(大方、小森)
TEL:058-272-1111内線(2862)